

兵庫・阪神コンテナ輸送分会を結成 !!

3月1日に結成通知・6名が兵庫合同支部に加入



建交労兵庫合同支部は、久しぶりに神戸港、大阪港で働く海上コンテナ労働者を組織しました。阪神コンテナ輸送株式会社は、港湾運送事業を主力とし、国際輸送事業や兼業事業を行う老舗のトレーディア株式会社の子会社です。この度、縁あって建交労兵庫合同支部に6名が加入し、2月24日に結成大会を行い、役員を確立しました。

3月1日に本社事務所にて組合の結成を通知し、港湾での諸問題や喫緊の要求の趣旨を説明し、第1回団体交渉の開催を申し入れました。

大陽液送偽装請負事件 最高裁不受理

2020年3月からたたかわれた大陽液送分会大田貨物班における大陽液送偽装請負事件は、最高裁への上告受理申立て理由書の提出から僅か3ヶ月半という異例の速さで、2024年2月21日に上告不受理が決定されました。

当該職場では、「不受理となった今、私たちは労働組合結成の原点に立ち返り、要求に基づくたたかいを進め、現在おこなっている大阪労働局へは正申告や大田貨物の不当労働行為、不誠実団交を阻止する為に労働委員会へのあっせんや救済申立て、そして団体交渉で要求を勝ち取る為、皆で色々議論し、あらゆる方法を使い奮闘する」としています。この間、全国トラック部会からも呼びかけた「上告受理および公正判決を求める請願署名」へのご協力に御礼申し上げます。詳細は、別紙「ご報告」をご覧ください。

ご報告

建交労関西合同支部
副執行委員長 長谷川達三

2020年3月16日の提訴から、私たち大陽液送分会大田貨物班が約4年間たたかってきた「大陽液送偽装請負事件（以下、本件という）」についてご報告いたします。

本件は、大阪地裁、大阪高裁と棄却され、2023年9月に最高裁への上告申立てを行い、同年11月に最高裁へ上告受理申立て理由書を提出し、僅か3ヶ月半という異例の速さで、2024年2月21日上告不受理が決定されました。

裁判官全員一致の意見で決定された理由として、「本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。」とありました。最高裁の判断として、「判例違反や法令解釈の誤り、証拠無視といった民訴法247条の違反とは認められない。」と判断したのです。

私たちは、多くの証拠を提出し、それらを立証し、労働者としての権利を守る為にたたかってきました。それが日本における司法府の最高機関である、最高裁までも不当な判断をおこなったのです。

本件に関与した全ての裁判官は、業務委託契約書を正確に読んでいません。実務上の便宜を法的合理性に優先させている、契約上の建前を指摘するだけで実態にもとづく私たちの主張及びそれを立証すべく提出した書証に正面から向き合わず、争いの焦点についての審理を回避しているなど、裁判官としての資質が疑われるほど、その職務を遂行していません。本来のあるべき裁判に対する期待に背くもので、延いては司法制度を揺るがすことだと思います。

しかし、不受理となった今、私たちは労働組合結成の原点に立ち返り、要求に基づいたたたかいを進め、現在おこなっている大阪労働局へ是正申告や大田貨物の不当労働行為、不誠実団交を阻止する為に労働委員会へのあっせんや救済申立て、そして団体交渉で要求を勝ち取る為、皆で色々議論し、あらゆる方法を使い奮闘していきたいと思えます。

この4年間、建交労のなかまの皆様には多大なる御支援と御協力を賜り、本当にありがとうございました。ここまで、たたかってこれたのも仲間の皆様の支えがあったからだと思います。これからも御指導御鞭撻の程宜しくお願い致します。

以上